

感染症予防マニュアル

社会福祉法人和福社会

1. 日常衛生管理マニュアル

このマニュアルは利用者の感染症を予防するために日常的に実施する標準予防策ですので、すべての職員が励行するものです。

【介護職員の日常管理】

○ 職員自身の日常管理

勤務を始める前・食事介助の前・排泄介助の後に手指の衛生管理を行う。その他介助の区切りに必要と認められるときにも同様の衛生管理に努める。また、爪は常に短くしておくこと。

- ・ 手洗いを行う
- ・ 手・指の消毒を行う
- ・ うがいをする
- ・ 手・指に傷がある場合は使い捨て手袋を着用する

○ 服装

- ① 制服は常に清潔なものを着用し、少なくとも2日に1回は洗濯を行う。
- ② 食事・排泄などの介助にはエプロンを着用する。

○ 健康管理

- ① 風邪をひいたり、体調が不調の時は速やかに受診すること。
- ② 診断の結果、利用者に感染の恐れがあるときは、申し出て介護の勤務にはつかないこと。
- ③ 回復して勤務を行う場合もマスクを着用すること。
- ④ 家族に感染症の患者がいる場合もマスクを着用すること。

【生活環境の衛生管理】

○ 居室の衛生管理（定期清掃）

- ① 居室床の掃き掃除（毎日）
- ② タンス・整理ボックス・ベッドテーブル・ベッド柵の拭き掃除（毎日）
- ③ ベッドパットの乾燥消毒（週1回以上）
- ④ マットレスの乾燥消毒（年1回以上）
- ⑤ ポータブルトイレ・尿器（使用の都度洗浄、週1回消毒）
- ⑥ 殺菌等による居室の消毒（月1回30分間）
- ⑦ 居室内換気（換気システムを使用し適切な温度と湿度を保つ）

- ⑧ 湯のみ・水のみ・歯ブラシ・コップの消毒（週 1 回）
 - ⑨ 体温計・アイズノン・爪きり・耳かき（使用の都度アルコール綿で拭いて消毒）
 - ⑩ シーツ・オムツなどのリネン類の交換には、周囲を汚染しないようランドリーボックスやバケツを利用する。
 - ⑪ 便や尿で汚れたものは、その都度洗浄消毒をする。
- **居室以外の建物設備の衛生管理**
 - ① 廊下・階段の拭き掃除（毎日）
 - ② 廊下・階段の手すり・ドアノブなどの清拭消毒（週 1 回）
 - ③ 食堂の掃き掃除・備品の清拭消毒（毎日）
 - **利用者の食物の管理について**
 - ① 施設の食事として出された食物を、利用者が居室に持ち帰らないように注意する。居室に持ち帰ったものは早めに廃棄する。
 - ② 利用者が購入した菓子類等の食物が、不衛生な状態にならないように清掃時に配慮する。

【面会者や家族への対応】

- 感染症予防についての協力依頼
 - ① 面会者にはエントランスで手洗い・うがいを呼びかける
 - ② インフルエンザや食中毒が流行する時期は、面会者に文書を手渡し、注意を促す。
 - ③ インフルエンザなどに罹患している面会者は、申し出ていただき極力面会を控えていただく。
 - ④ 体調の不良な面会者に対しては、マスクの着用を依頼する。

2. 感染症発生時の対応マニュアル

このマニュアルは利用者に感染症の疑い生じた時点から後の対応をまとめたものです。感染症対策では、発生を防ぐための衛生管理も必要ですが、早期に発見して受診することにより、感染の拡大を防ぐことが何よりも大切です。

【感染症が発生したら】

○ 感染症を早期に発見するために

感染症を早期に発見するためには、疥癬などの起こりやすい感染症の症状を日頃から頭に入れておく必要があります。また、インフルエンザなど風邪と症状が類似しているものは、その症状の違いを勉強しておくことで早期に発見し受信することが出来ます。

○ 疑いを持ったらすぐ受診

利用者の様子から感染症の疑いを持ったら、次の手順で早期受診に心がけます。

- ① 介護職員は直ちに看護職員に利用者の様子と感染症の疑いがあることを報告し、バイタルチェックなど必要なチェックを行う。
- ② 看護職員はチェックを行った結果、「感染症ではないことが明らかな場合」以外は必ず受診させる。
- ③ 受診が決まったら感染症の疑いがあることを、施設長と相談員に報告する。相談員は全職員に速報として通知し、日常生活管理の徹底と感染症発生時の対応の準備を指示する。
- ④ 看護職員は受診に同行し医師に感染症の疑いがあることを申告する。
- ⑤ 受診に当たっては家族の同行を依頼するが、感染症の疑いについては極力触れないこと。
- ⑥ 受診の結果感染症であることが確定した場合、医師より家族に対する説明をお願いする。

○ 感染症と診断された場合

- ① 看護職員は診断内容と医師からの指示を施設長に報告する。施設長は生活相談員・看護職員・介護主任に対し、マニュアルに沿った対応策を行うよう指示する。
- ② 生活相談員は発生時の対応マニュアルを確認し、職員向けに感染拡大防止のための注意文書を作成し配布する。
- ③ 生活相談員は家族に対して、感染症拡大防止のための対応策をていねいに説明し理解を求める。家族には「隔離」などの不安を抱かせないように配慮し、治療するまで利用者の状況を頻回に報告する。
- ④ 生活相談員は保健所・当該官庁等に報告する。事故報告書を記入し官庁に提出する。
- ⑤ 看護職員はすでに同じ感染症に罹患している利用者がないかチェックする。チェックは迅速に行い、同室の利用者、同フロアの利用者という順で行う。

* 感染症が発生した際、職員が必要以上に過敏にならないよう、普段から感染症マニュアルに目を通しておくこと。

【疥癬発生時の対応】

疥癬はヒゼンダニが皮膚に寄生して起こる強いかゆみを伴う伝染性の皮膚病です。下腹部・脇の下・内股などに散発する赤い丘疹、指の間に多発する水泡と線状の皮膚などが特徴です。

《発生する可能性が高い人》

- 長期間入浴をしていない人
- 寝具や居室など不潔にしている人

《感染を早期発見するために》

- 日頃から、介助時に皮膚の観察を行う発疹がみられたら、こまめに看護師に報告する。特に退院後はその日に看護職員と全身の皮膚の観察を行うこと。
- 外部からのご利用者（ショートなど）に皮膚のかゆみがある人は入所受入時、皮膚の観察を充分に行うこと。
- 症状として：指の間に疥癬トンネルが出来たり、脇・陰部・ソケイ部に赤い丘疹が出てきます。激しいかゆみが伴います。

《感染者への対応》

- 完全隔離する必要は無いが、他の感染者が発生した場合は発病者同士で居室を分ける。
- ベッドの上の清潔を保つ。テープつきローラーがけを行う。
床・手すりなどもオスバンで消毒する。車椅子を使用する場合は車椅子も消毒する。
- 皮膚を直接触れるような介助時（入浴介助・排泄介助・清拭・衣類リネン交換・軟膏塗布）は必ずゴム手袋・ガウン・帽子又は三角巾を行う。又は、一介助ごとに手洗いをを行い、他の利用者への感染を防ぐ。
- 1日1回、衣類、リネン交換を必ず行う。汚れたタオルやお絞りなどの置きっぱなしにしない。シーツ交換時、ダニや卵が飛び散らないように静かに交換すること。

《入浴時の配慮》

- 感染者は最後に入浴する。
- 入浴介助時は予防衣を着用する。
- 着脱は浴室内で行う
- 入浴時の掛け湯は、ムトウハップを使用する。
- 入浴後、看護師がオイラックスを塗布する。皮膚の状態の観察を充分に行うこと。

《排泄時の配慮》

- 基本的には紙おむつを使用し、介助ごと（排便・排尿）に交換する。紙おむつはその都度、ビニール袋に入れしっかりしばり、廃棄する。

- トイレ誘導時は使用後、トイレ・手すり（本人の皮膚の触れたところ）をオスバンで消毒する。

《利用者への声掛けの注意点》

- 介助時に「あー、痒くなりそう」など、本人に羞恥心を抱かせるような言葉を慎むこと。
- 他の利用者・家族の前でも「〇〇さん疥癬なんだって」など、情報を漏らさないこと。
- 痒みの訴えがあったときは、その都度軟膏を塗布し、不快感を和らげる声掛けをすること。

《家族への対応》

- 感染した場合、速やかに家族連絡し受診の付き添いを依頼し、ドクターから疥癬の説明を聞き職員と一緒に理解していただく。
- 疥癬時の対応中の事をお話し、面会時には直接触れることは極力避けていただく事、面会後は手洗い等を必ず行っていただくことをお話する。

【MRSA発生時の対応】

MRSAはメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症を言う。メチシリンという通常の抗生物質の多くが効かない黄色ブドウ球菌による感染。皮膚などに存在。院内感染の原因ともなり、抵抗力の弱い手術後の患者や高齢者・未熟児などが感染しやすく、治療は困難。

《感染しやすい人》

- 寝たきり高齢者
- 胃ろうチューブ、バルーンカテーテルの挿入者
- 癌・糖尿病・慢性疾患のある抵抗力の弱い方
- 大手術後の患者
- 抗菌剤多用者

《感染者への対応》

環境面での配慮

- 感染しやすい人とは別室にする。（隔離する必要はない。）
- 寝具・着衣の使用は他の利用者と一緒でもよいが、十分に乾燥させること
- 湯飲みや個人の食器はハイターに30分以上つけてから洗浄する
- カミソリ・歯ブラシ・洗面用タオルは個人専用にする
- ベッドの周囲を清潔に保つ。まめに拭き掃除を行う

《入浴時の配慮》

- 褥瘡から排菌がある場合、最後に入浴していただき、使用後はウェルパスで消毒する。

《排泄時の配慮》

- 排泄介助等はディスポを使用し、最後に対応する。

【インフルエンザ発生時の対応】

インフルエンザウイルスの感染によって起こる急性で伝染性の風邪をさす。

《防止のポイント》

外部からのウイルスを施設内に持ち込まないように次のことを心がける。

- 流行の時期が来たら外部からの訪問者に対し、手洗い・うがい・マスクの着用等の掲示をする。又風邪気味の方は面会を控えていただくよう声掛けを行っていく。
- 利用者・職員は予防接種を行う
- 職員も介助時はマスクを着用する。介助前後の手洗い・うがいは必須
- 風邪気味の場合、早めの受診を支持する。熱がある場合はインフルエンザの検査を速やかに行うように支持する

《環境面の配慮》

- 発症者は他の利用者と別室にする。(空気感染するため)
- 居室は湿度を充分に保つ。(インフルエンザは湿気に弱い)
- 加湿器の設置、濡れタオルをカーテンレールに掛けるのも良い。

《感染者への対応》

- 水分補給を充分に行うようにする
- 完治するまで居室配膳すること
- 家族連絡し、面会は極力控えていただく。状況報告を密に行う。

風邪とインフルエンザの相違点

比較のポイント	インフルエンザ	風邪
はじめの症状	悪寒 頭痛 突然の発熱	鼻咽頭の乾燥感 くしゃみ
筋肉痛・関節痛 などの全身症状	顕著	ほとんど無い
合併症	悪寒 発熱(高熱) 全身倦怠感 頭痛 腰痛 関節痛 筋肉痛 鼻づまり 咳 のどに痛み	くしゃみ 鼻水 鼻づまり セキ のどの痛み 軽い発熱 全身倦怠感

【新型コロナウイルス感染症発生時の対応】

コロナウイルスの一種である「SARS-CoV-2」による急性呼吸器感染症

《新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の特徴》

- 咳などの呼吸器症状が中心で、多くは軽症だが一部重症化することもある。
- 発熱や咳などの症状がある場合は注意が必要。
- ウイルスに感染しても少なくとも3分の1は無症状。

《防止のポイント》《環境面の配慮》

- 定期的な換気を行う
- その他「インフルエンザ」と同様

《感染者への対応》

- 症状が治まり、経過観察期間が終了するまでは居室隔離。
- 家族連絡し、面会は控えていただく。

【レジオネラ菌感染症】

レジオネラ属菌が原因で起こる感染症です。急激に重症になって、死亡する場合があります。レジオネラ肺炎と、数日で自然に治る場合が多いポンティアック熱に分けられます。循環式の浴槽で発生することが多く、老人施設や浴場で集団感染し被害が出ています。

《レジオネラ菌感染症予防のために》

浴槽や循環装置などの設備の管理は規程に基づいて厳しく衛生管理がされているため、ここでは、介護職員が出来る予防策をまとめる。

- 浴槽等のシャワーベッド・給湯栓を年2回程度点検し、汚れ水あかの付着の有無を確認する。また年1回程度分解掃除をすること（シャワーのお湯の出る部分をドライバーではずし内部を清掃する）
- 入浴終了時は、出来る範囲で水滴を残さないように乾燥させること
- 浴槽水に使用しているマットは、毎回清掃すること
- 使用頻度の少ない給湯栓は定期的に放流すること
- 浴槽水は常に満杯状態を保ち、しょうじは溢水させながら入浴すること
- 浴槽清掃時、ぬめり等発生しやすい場所（角や排水溝）も清掃すること
- 加湿器の補給水は継ぎ足しせず毎回入れ替えること。そのときにタンクは良くすすぐこと。
- 加湿器使用期間中2回程度内部を点検し、ぬめり等無いことを確認し清掃すること
- 加湿器使用期間終了後は、内部をよく清掃し充分乾燥させて保管すること

庄の里 感染症・食中毒など感染予防及び衛生管理指針

1. 社会福祉法人 稔福社会 庄の里が行う施設サービス事業において、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、看護リーダーに申し送り、看護リーダーは速やかに施設長に報告する。
2. 施設長は、施設が作成した感染症予防マニュアル若しくは衛生管理マニュアルに基づき、必要な支持を行う。
3. 庄の里の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設が作成した感染症予防マニュアル若しくは衛生管理マニュアルに基づき速やかに対応し、有症者の状態に応じ、協力医療機関をはじめとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずる。
4. 社会福祉法人 稔福社会 庄の里が行う施設サービス事業は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状態やそれぞれに講じた措置などが分かるように記録をとる。
5. 施設長は、下記のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求める。
 - ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
6. 5の報告を行った場合、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等との連携の上、血液・便・嘔吐物等の検体を確保するように努める。
7. 社会福祉法人 稔福社会 庄の里が行う施設サービス事業所においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状況によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。又年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行う。
8. 社会福祉法人 稔福社会 庄の里が行う施設サービス事業所は、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、月1回、感染症及び食中毒のまん延を予防するための対策会議を開催し、現状把握するとともに全職員に周知徹底するよう努める。